

鳥取縣公報

告示

昭和二十六年二月六日 火曜日
第二千八百八十一号

本書ノ大きサハ國定規格A五判

鳥取縣告示第五十一号

氣高郡東郷村本高耕地整理組合の地区変更について昭和二十六年一月二十日認可した。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣告示第五十二号

昭和二十五年十二月鳥取縣告示第六百四十四号により小売販売業者甲登録台帳に登録した者のうち次の者の登録を取消した。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

米子市	代表者氏名	名	称	営業所の所在地
	勝部 松雪			大工町六
	田子吉三郎			万能町八五
岩美郡	代表者氏名	名	称	営業所の所在地
町村名	代表者氏名	名	称	営業所の所在地
宇倍野 村	福田 親政	宇倍野村	農業協同組合	糸谷
大岩村	石河 吉男	石河商店		岩本三三七ノ一
同	大西 稠	大西精米所		大岩六三五
同	川口 きよ	川口商店		同・一一五二
同	岩谷 太郎	岩谷商店		同 三四五
同	升田 仲子	升田米店		田後一〇〇

同	上村	ふじ	上村商店	同、四四九	同	原	壽雄	原商店	同 一三四〇
岩井町	岩崎	たよ	浦富米穀小売企業組合	岩井六一五	浜村町	幸山	壽次		勝見六六二ノ七
八頭郡					同	地原	新市	地原米麦類小売販売店	同六九〇ノ二四
大伊村	林	文男	林精米所	下野六二一	青谷町	保木本徳太郎	青谷町	農業協同組合	青谷三九七六
河原町	西尾	圭介	河原町農業協同組合	河原五二ノ四	東伯郡				
佐治村	田中	安田		余戸五三二	長瀬村	岡村増太郎	長瀬村	米穀配給所	長瀬一〇五〇
同	藤原	富一	藤原商店	加瀬木二二八五	橋津村	山本	俊逸		橋津三一五
同	岡本	松男	岡本商店	葛谷一七五	宇野村	高浜	秀吉		宇野一六一〇
智頭町	竹信	直次	智頭町農業協同組合	智頭一八一ノ四	倉吉町	岡崎	龍一		米田
同	前川	和廣		郷原一三九ノ三	同	前田	米子		宮川町
同	木村徹二郎			同 一三九ノ一四	同	坂田	悦子		堺町一丁目八七八
同	宮崎李太郎			大香一八ノ五	同	山本	周藏		四谷一三三ノ五
同	赤松	辰雄	赤松精米所	東宇塚六九	同	小鴨村	中野	久夫	中河原五六六ノ二
同	藤谷	猛		野原二七ノ三	同	森本	正義		小鴨一二五
氣高郡					同	中垣てる代			中河原三九八
鹿野町	清水	富治		鹿野一〇五二	同	矢送村	坂田	房雄	関金宿一六六
同	阪田	初藏		同 一七二七ノ四	西伯郡				彦名一七九三
					彦名村	田口	重藏	田口商店	

同	河場	修	河場商店	同 四二五八	高麗村	三國	武夫	三國米穀商店	今津三八二
外江町	足立	東外江米穀小売企業組合	外江町二〇九〇	日野郡					
同	佐々木力夫	荒島屋支店	同 二七七六	二部村	谷口	忠雄	谷口精米所	二部六〇八	
余子村	景山	義光	山庄米穀商店	中野五〇五	江尾町	中前	芳造	江尾町米穀小売販売所	江尾八一
同	佐々木宮松		余子村農業協同組合	竹内八二二	石見村	中村清三郎	中村精米所	下石見二二七九	
中浜村	永沢	宗一	永沢米穀小売販売所	佐斐神一〇四七	多里村	原明	朝治	原明商店	多里六五七
同	永井	劉	永井米穀小売販売所	同 一〇四六	同	法橋	久惠	法橋精米所	同 二五九
同	木村	愛子	小篠津同	小篠津八六五ノ一					
同	足立	清訓	三軒屋同	同 五一一四					
大篠津村	本池	晴子	本池商店	大篠津一八四					
和田村	大家	泰治		和田村二八五七					
同	矢倉	綾		同 三三八一					
富益村	井田	正武	井田正武商店	富益村四八四					
日吉津	深田	稔	日吉津村	日吉津三六七					
			農業協同組合						

鳥取縣告示第五十七号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第二十條の規定により次の者を卸売販売業者登録台帳に登録した。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

営業所又は主たる事務所の所在地

藪片原五〇

吉方七八四ノ一

同	足鹿 覚	鳥取縣販売農業協同組合連合会	東品治一九ノ五
同	佐竹 安治	鳥取縣東部米穀卸協同組合	吉方七八九
同	浜田 昇一	浜田昇一商店	東品治六九
同	中嶋 市治	鳥取米雜穀卸商業協同組合	吉方七八九
同	中嶋長太郎	中嶋精麦製粉株式会社	東品治一九一
米子市	松永 延衛	鳥取縣西部米穀卸協同組合	西町二一
同	葛谷 治市	米子米雜穀卸有限公司	角盤町三丁目一〇四
東伯郡	倉吉町 近池 利勝	東伯郡販売農業協同組合連合会	明治町一〇三二ノ一
同	山本 貞治	鳥取縣中部米穀卸協同組合	新町三丁目二二八九

◇鳥取縣告示第五十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第二十二條の規定により卸売販売業者の最低登録保有数を次のように定める。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

小売販売業者甲、パン製造販売業者及びびめん製造販売

業者の数とめん小売販売業者(卸売販売業者から小麦粉を買受けて生めん又は茹めんを製造販売する者)四分の一に相当する数を合計したものを二十三とする。

◇鳥取縣告示第五十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第二十條の規定により卸売販売業者登録所の位置を次のように定める。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

名 称	所 在 地
鳥取市役所	鳥取市西町二九〇
米子市役所	米子市中町二〇
岩美地方事務所	鳥取市東町一
八頭同	八頭郡賀茂村郡家
氣高同	氣高郡浜村町勝見
東伯同	東伯郡倉吉町仲之町
西伯同	米子市東町九七
日野同	日野郡根雨町根雨

◇鳥取縣告示第六十号

民有林開發緊急林道施設補助要綱を次のように定める。

昭和二十六年二月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

民有林開發緊急林道施設補助要綱

- 一、知事は森林資源の保続と林産物の生産を確保するため、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。
- 二、補助金は民有林開發緊急林道施設を行う森林組合又は市町村(以下施行主体という)に対し工事費の十分の四の範囲内においてこれを交付する。
- 三、補助金の交付を受けようとする者は様式第一号の申請書に左に掲げる書類を添え昭和二十六年二月十五日までに知事に提出しなければならない。
- 一、施設計画書(様式第二号)
- 二、收支予算書又はこれに準ずるもの
- 三、設計書及び設計図
- 四、その他知事において必要と認める書類
- 四、補助金交付の指令を受けた後申請書に記載した事項を変更しようとする者は、事由を具し様式第一号に準じて作製した変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

五、知事が必要であると認めるときは、施設の変更を命じ又はその施行上必要な事項につき指示することができる。

六、施設がしゅん功したときは遅滞なく様式第三号のしゅん功届を知事に提出しなければならない。

七、補助金は六のしゅん功届が提出された後、実地検査の上その経費を査定してこれを交付する。

八、天災その他正当の事由により施設をしゅん功することが困難と認められたとき又は期間内にしゅん功することができないと認められたときは、遅滞なくその事由を知事に報告しその指示を受けなければならない。

九、この要綱によつて施行した施設はその施行主体において維持管理しなければならない。

一〇、この要綱によつて施行した施設の用途を変更し又は処分するときは知事の認可を受けなければならない。

一一、左の各号の一に該当するときは、知事は補助金交付の指令を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一、この要綱に違反したとき

二、補助金交付の條件に違反したとき

三、施設施行の方法を不相当と認めたととき

四、申請書その他知事に提出した書類に虚偽の記載をなし又は施設に関し不正の行爲があつたとき

五、施設しゅん功の見込がないと認めたととき

一二、施設の施行につきこの要綱に定めるもの、外大正十四年鳥取縣令第四十七号道路工事執行令施行細則を準用する。

一三、この要綱によつて知事に提出する書類はすべて所轄地方事務所長を経由しなければならない。

様式第一号(要綱第三の申請書)

年 月 日

知事 宛 施行主体名 印

昭和二十五年 度民有林開発緊急林道施設 補助申請書

別紙施設計画書の通実施致したいので民有林開発緊急

林道施設補助要綱により補助金交付相成度関係書類を添え申請致します。

添付書類

- 一、施設計画書
- 二、収支予算書又は事業収支計画書
- 三、設計書及び設計図並びに位置図

様式第二号(要綱第三の一の施設計画書)

設計計画書

一、施設内容

路線名	施行箇所	車道、牛馬道、木馬道	延長	幅員	新設	増設	備考
	市郡町村大字	米	米				

二、施行期間及び施行方法

施行期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 施行方法 直営 請負

三、経費

内 訳

四、生産計画

種別	金額	摘要	利用区域内現況		開発対象		伐採計画	
			面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
工事費	円		町	石	町	石	町	石
			町	石	町	石	町	石
用地費			町	石	町	石	町	石
			町	石	町	石	町	石
補償費			町	石	町	石	町	石
			町	石	町	石	町	石
その他			町	石	町	石	町	石
			町	石	町	石	町	石
計			町	石	町	石	町	石

様式第三号(要綱第七のしゅん功届)

年 月 日

施行主体名

印

知事宛

昭和二十五年民有林開発緊急林道施設
しゅん功届

昭和 年 月 日受林第 号を以て指令にな
つた首題の件左記の通しゅん功したから御届け致しま
す。

一、施設内容

路線名	施行箇所	車道	牛馬	新設	備考
	市郡町村大字	道	木馬道	増設	
		延長	幅員	改設	
		米	米		

二、施行期間及び施行方法

施行期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 施行方法 直営

三、経費

内 訳 円

種別	金額	摘要
工事費	円	
用地費		
補償費		
その他		
計		

選挙管理委員会告示

鳥取縣選挙管理委員会告示第六号

第十六回鳥取縣選挙管理委員会を次のように招集する。
昭和二十六年二月六日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、日時 昭和二十六年二月十二日午後一時

二、場所 鳥取縣庁
三、議題 1、昭和二十五年十二月十七日執行の鳥取市
議會議員一般選挙の効力に関する訴願審理
について
2、指定病院の取消しについて
3、その他

昭和二十六年二月六日印刷
昭和二十六年二月六日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)

鳥取縣鳥取市東町 行
鳥取縣鳥取市東町 刷
鳥取縣鳥取市東町 所
鳥取縣鳥取市東町 所
鳥取縣鳥取市東町 所
鳥取縣鳥取市東町 所